

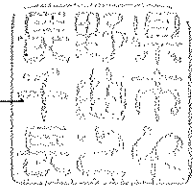
千曲市訓令第6号

本 庁
出先機関

千曲市下水道事業等の財務に関する特例を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年5月24日

千曲市長 小 川 修



千曲市下水道事業等の財務に関する特例を定める規程の一部を改正する訓令

千曲市下水道事業等の財務に関する特例を定める規程（平成19年千曲市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」を加える。

第21条中「払い戻し」を「払戻し」に、「第2節」を「次節」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年5月24日から施行する。